

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>（ボラティリティ調整率の適用除外） 第七十七条 標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十七条又は第八十条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>	<p>（ボラティリティ調整率の適用除外） 第七十七条 標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十七条又は第八十条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び企業年金連合会</p> <p>六 （略）</p>